

要 望 事 項	7 生活文化局
	(1) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の充実

(要 旨)

- ① 保護者負担の軽減を図るため、補助の充実を図られたい。
- ② システム改修費・事務費の補助の創設を図られたい。

(説 明)

① 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助は、公・私立の幼稚園間の保護者負担の格差を是正することを目的として設けられたものである。

私立幼稚園の保育料は、運営費の増嵩を理由に引き上げられており、父母負担の増大を余儀なくされている。

町村は、保護者負担の軽減に努めているところであるが、制度の趣旨である公立幼稚園保育料との格差は是正されるに至っていない。

また、平成18年度には、第2子以降の補助単価を増額し、平成21年度には第2子以降の優遇措置を講じる場合の適用条件を緩和するなど、格差是正に向けた改善は認めるものの、公・私立間の格差是正という補助制度の趣旨を実現するためには、一層の補助の充実が必要である。

② 国においては無償化等の制度や多子軽減の制度改正を行う際にはシステム改修や事務費の補助が実施されているが、関連する事業である都の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業に関しては、制度改正に伴うシステム改修経費が補助されていないため、システム改修費・事務費の補助の創設を図られたい。

要 望 事 項	7 生活文化局（福祉保健局）
	（2）児童福祉事務に対する交付金等の適正化について 【新規】

(要 旨)

次の事項について、交付金等の適正化を図られたい。

- ① 児童福祉施設設置届等の経由事務に係る事務費交付金の増額
- ② 認証保育所の認証手続に対する事務委託料の予算化

(説 明)

- ① 児童福祉施設設置届等の経由事務に係る市町村事務は施設の設置届等の単価が定められているが定額であるため、現状では職員人件費の相当分と比較して事務費が見合っていない面があることから、業務見直し又は交付単価の増額をされたい。
- ② 認証保育所の認証手続及び認証保育所への通知について、東京都の要綱のみを根拠に、市町村を経由しての事務とされていることから、手続きについて市町村事務の見直しをされるか事務委託料の予算化されたい。

要 望 事 項	7 生活文化局（オリンピック・パラリンピック準備局）
	(3) 社会教育活動の充実

(要 旨)

地域の社会教育活動の充実を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 芸術文化活動への補助及び演奏家、芸術団体の派遣
- ② スポーツ指導員の派遣及び育成の充実

(説 明)

- ① 地理的条件から、西多摩地域及び島しょ地域の住民は、芸術文化活動に触れる機会が乏しい。鑑賞会、演奏会等の文化活動が身近な施設でより多く企画できるよう、財政的支援及び都による演奏家、芸術団体等の派遣が必要である。
- ② 町村には、スポーツに対する住民ニーズの多様化やスポーツ人口の増加に応ずる専門的な技術指導のできるスポーツ指導員が少ないため、専門指導員の派遣やこれら指導員の育成が必要である。

要 望 事 項	7 生活文化局（教育庁）
	（4）社会教育施設整備費等への補助制度の創設、図書館搬送便の継続

(要 旨)

町村立社会教育施設整備等に対する都単独補助を創設されたい。

- ① 文化ホール等の施設整備に対する補助制度
- ② 都立図書館搬送便の継続

(説 明)

情報社会の進展や住民の余暇時間の増大に伴い、社会教育施設等に対する住民の要望は多様化・広域化してきている。社会教育を一層充実し、住民がゆとりと豊かさを実感できる文化的な生活を送るため、社会教育施設の整備に対する住民要望も大きくなっている。

また、情報を瞬時にだれもが受信できる環境が整ったことにより、社会教育施設の利用者は所在する町村の住民に限らず広域化している。町村の社会教育施設は建設地の環境の良さもあり、観光客を含め広く都民の憩いの場として活用される魅力を持った施設となりえるものである。

このため、文化ホールなどの整備に対して補助制度を創設するなど、財政支援を図られたい。

また、都立図書館の搬送便については、今後も継続して実施されたい。

要 望 事 項	<p>7 生活文化局（福祉保健局）</p> <p>（5）社会福祉協議会への補助の充実</p>
------------------	--

(要 旨)

社会福祉協議会への財政支援の強化を図られたい。

- ① 住民参加型在宅福祉サービスへの助成制度の拡充及び地域福祉推進事業の充実強化
- ② 島しょ地区の特性を考慮した補助の充実
- ③ ボランティアの活動拠点としての役割強化のための補助の創設

(説 明)

社会福祉協議会は、在宅福祉サービスや地域福祉普及啓発の推進役として、その役割は大きい。住民参加による在宅福祉サービスへの助成制度の拡充及び地域福祉推進事業の充実強化を図られたい。

また、住民参加型団体等の活用が困難な島しょ地域においては、住民参加による在宅福祉サービスを社会福祉協議会が行ない、ボランティアの活動拠点としての役割も担っている。これらについての財政支援の一層の強化を図られたい。

要 望 事 項	7 生活文化局（福祉保健局）
	（6）DV対策への支援と広域的対応

（要　旨）

平成25年6月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正（改正DV法）により、市町村も「配偶者暴力相談支援センター機能整備」、「市町村基本計画の策定」が義務化された。

都は、引き続き積極的な技術・財政支援を講じるとともに、男性に対するDVの相談窓口の多摩地域への設置等、早急に体制を図られたい。

（説　明）

DV対策及びストーカー対策は、相談者が居住している市町村以外の施設に保護されるケースもあることから、同一市町村内では被害者支援の対応が十分できないことがあり、広域的な取組が必要である。

また近年は、市町村に対するDV関連の相談内容が複雑化し、被害者の状況も多岐にわたっており、子どもへの影響、外国人被害者の支援及び加害者への対応等、新たな課題もある。

都は、被害者の自立後の支援・見守りをはじめ、保護事業全体の更なる調整機能の強化及び広域的な連絡体制の整備を進めるとともに、引き続き、休日・夜間などの緊急時に対応できる施策の充実を図られたい。

また近年、男性に対するDV被害件数及び相談件数が増加している。男性相談は、東京ウイメンズプラザが実施する「男性のための悩み相談」の電話相談及び面談相談を案内しているところであるが、町村部からは距離的、時間的に利用し難いことから、多摩地域においても気軽に相談できる機関を早急に設置するなど、男性に対するDVの相談が可能な体制の充実を早急に図られたい。